

【2024年7月3日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／定例第166号 ■
=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 令和6年度「生涯現役地域づくり環境整備事業」の新規実施団体が決定しました
2. 7月11日「テレワークセミナー」(オンライン開催)参加者募集中
第1回テーマはウェルビーイング
3. 「テレワーク推進企業等厚生労働省大臣表彰(輝くテレワーク賞)」の応募受け付け中
締め切り:7月31日(水)
4. 事業主・労働者の皆さまへ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
5. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催
7月、8月セミナー参加者募集中
6. フリーランスの方との取引に関する新しい法律が11月から施行されます
7. 労働契約等解説セミナー2024 特設ウェブサイト開設
8. 2028年技能五輪国際大会 招致投票まで50日前イベントを7/25に開催します
技能五輪国際大会を日本・愛知へ！ WSC 2028 TO AICHI JAPAN！
9. 治療と就労の両立を支援するために
「令和6年度第2・3回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者募集中
10. 4月から、建設業・ドライバー等の時間外労働の上限規制が適用開始
建設業で働く方やドライバーの「働き方改革」について、PR動画を公開しています【再掲】
11. 今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます【再掲】

【トピック1】令和6年度「生涯現役地域づくり環境整備事業」の新規実施団体が決定しました

厚生労働省は、令和4年度から、地域における高齢者等の雇用・就業機会の確保施策の1つとして「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

この事業では、高齢者等の雇用・就業支援の取り組みと、地域福祉や地方創生などの分野で既に地域で機能している取り組みとの連携を緊密にし、企業内での雇用だけでなく、高齢者のニーズにあわせて地域で高齢者が活躍出来る多様な雇用・就業機会を創出する取り組みを3年度間実施します。最終的には取り組みを持続可能にするモデルづくりや他の地域への展開・普及を図ることを目的としています。

【令和6年度新規実施団体】

美祢わくらくサポート協議会（山口県）

【詳細はこちら】

厚生労働省ウェブサイト

「生涯現役地域づくり環境整備事業(令和6年度開始分)」の実施団体候補を決定

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40448.html

【生涯現役地域づくり環境整備事業の概要はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック2】7月11日「テレワークセミナー」(オンライン開催)参加者募集中 第1回テーマはウェルビーイング

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化は勿論の事、既に多くの企業が体感した感染症拡大防止への対策などに加え、デジタル化の促進、社員のエンゲージメント向上や障がい者雇用などによる労働人口の確保などテレワークは多くのメリットがあります。

第1回のテーマは「ウェルビーイング」です。

ウェルビーイング経営とは、肉体と精神面、さらに社会的な面でも満たされるように組織の環境を整え、社員の意欲やエンゲージメントを高めることです。心身ともに健康で仕事に熱意を持つ社員が増加すれば、生産性向上、離職防止や経営コストの削減、企業価値の向上などに期待が持てます。

このセミナーでは、労務管理の専門家によるガイドラインの徹底解説、ICT 専門家によるセキュリティ問題の解決、導入事例などをご紹介します。また、育児介護休業法の改正への対応なども併せて解説します。【参加無料・事前申し込み制】

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入企業の体験談(株式会社シュヴァン様)
- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)
- ・ICT 面の留意点(導入方法やセキュリティ)

・「個別相談会」

セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方はセミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

ウェルビーイング経営の実践、テレワークの導入や定着に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

【開催日時】

日時:7月11日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50

【申し込み方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞(テレワークセミナーのご案内)

<https://kagayakutelework.jp/seminar/2024/0711.html>

【トピック3】「テレワーク推進企業等厚生労働省大臣表彰(輝くテレワーク賞)」の応募受け付け中 締め切り:7月31日(水)

厚生労働省は、平成27年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度(輝くテレワーク賞)」を毎年実施しています。

表彰審査では、テレワークを活用して、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果をあげた企業や、団体を表彰しています。表彰を通じて先進的な取り組み事例を幅広く社会に周知することで、テレワークを普及させるとともに、導入が進んでいない企業や定着に課題のある企業にテレワーク導入と定着を促します。

応募の締め切りは7月31日(水)です。皆さまからのご応募お待ちしております。

【表彰の対象と種類】

(1)厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取り組みを行っている企業・団体のうち、その取り組みが総合的に優れていると認められる企業・団体を表彰

(2)厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取り組みを行っている企業・団体のうち、その取り組みが優れていると認められる企業・団体を表彰

【表彰スケジュール】

7月31日(水)	応募締め切り
9月~10月	審査
10月末頃	審査結果発表
11月下旬	表彰式

【詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞

<https://kagayakutelework.jp/award/>

【トピック4】事業主・労働者の皆さまへ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など、会社にとっても大きなメリットがあります。この夏は、年次有給休暇を上手に活用し、休みをつなげて心身ともにリフレッシュしましょう。

そのためには、年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、時間単位の年次有給休暇制度(※2)の導入・活用が効果的です。労使が一体となって、これらを導入・活用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【トピック5】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催 7月、8月セミナー参加者募集中

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」(厚生労働省委託事業)では、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法をご紹介しますセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【オンライン開催日程 お申し込み】

仕事と育児の両立支援セミナー

・7月16日(火)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240716

・7月25日(木)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240725

・8月2日(金)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240802

仕事と育児の両立支援

男性育休の推進・取り組みセミナー

・7月12日(金)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240712

・7月23日(火)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240723

仕事と介護の両立支援セミナー

・7月18日(木)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240718

【会場開催日程 お申し込み】

平塚市主催 会場 20社(1社につき2名まで)

仕事と育児の両立支援セミナー(伴走型※1)

・8月6日(火)15:00~16:40

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240806

愛知県西三河県民事務所主催 ハイブリッド開催 会場 50名、オンライン 100名

仕事と介護・育児の両立支援セミナー(個別支援付き※2)

・8月23日(金)14:00~16:50

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20240823

こちらの申し込み先は西三河県民事務所になります。

※1 伴走型セミナー

「仕事と家庭の両立支援プランナー」が1社につき1名隣に着席し、セミナーの途中で相談の時間を設けながら進めるセミナーです。企業毎の課題や相談・疑問点をサポートします。(事前予約制)

※2 個別支援付きセミナー

会場に参加される企業様に限り、セミナー終了後にその場で「仕事と家庭の両立支援プランナー」による無料の個別相談を受けられます。(事前予約制)

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック6】フリーランスの方との取引に関する新しい法律が11月から施行されます

【フリーランスの実態】

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われなかった」「一方的に仕事内容を変更された」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

【フリーランス新法について】

このような状況を改善し、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」(以下、「本法」)が、今年11月1日から施行されます。

【法の目的と内容】

この法律は、以下を図ることを目的としています。

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

内容としては、発注事業者に対し、①の取引の適正化の観点から、書面等による取引条件の明示、発注した物品を受領した日または役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で報酬支払期日を設定し、期日内に支払うことが定められています。

加えて、1か月以上の業務委託の場合、受領拒否や受領後の返品、報酬の減額等の禁止が定められています。

また、②の就業環境の整備の観点から、募集情報の的確表示、ハラスメント対策に関する体制整備が定められています。

加えて、6か月以上の業務委託の場合、育児や介護等と業務の両立に対する配慮、中途解除・不更新の場合における30日前までの事前予告およびフリーランスから求めがあった場合の理由の開示についても義務として定められています。

【説明会のご案内】

本法の施行にあたり、7月から8月にかけて、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁主催の説明会を以下の日程で開催します。

フリーランスとして働く方、フリーランスの方に業務を発注している事業者の皆さまは、説明会等の機会をご活用いただき、施行までに必要な準備をお願いします。

【開催日程と場所】

- ① 7月24日(水) 14:00~16:00 @中央合同庁舎第5号館(東京)後日アーカイブ配信予定
- ② 7月25日(木) 13:00~15:00 @中部経済産業局(愛知)
- ③ 7月26日(金) 14:00~16:00 @札幌第1合同庁舎(北海道)
- ④ 7月31日(水) 14:00~16:00 @福岡合同庁舎本館(福岡)
- ⑤ 8月7日(水) 14:00~16:00 @大阪合同庁舎第4号館(大阪)
- ⑥ 8月20日(火) 14:00~16:00 @高松サンポート合同庁舎南館(香川)
- ⑦ 8月23日(金) 14:00~16:00 @広島合同庁舎4号館(広島)
- ⑧ 8月27日(火) 14:00~16:00 @仙台第2合同庁舎(宮城)

※要予約。

※全ての回の内容は共通です。

参加を希望される方は、こちらからお申し込みください。

■予約申込フォーム

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

法律の内容等についての詳細は厚生労働省ウェブサイトほか関連ページをご覧ください。

【詳細はこちら】

厚生労働省「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

公正取引委員会「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

中小企業庁「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_freelance.html

【トピック7】労働契約等解説セミナー2024 特設ウェブサイト開設

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

厚生労働省は、このたび、「労働契約等解説セミナー2024」の特設ウェブサイトを開設しました。このウェブサイトでは、適切な労務管理のための労働契約などに関するルールの定着に向けてセミナーのご案内をしています。

また、セミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。【事前申し込み制・参加無料】

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー2024

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2024」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL:03-5226-9919(受付時間:平日10時~17時)

**【トピック8】2028年技能五輪国際大会 招致投票まで50日前イベントを7/25
に開催します 技能五輪国際大会を日本・愛知へ！ WSC 2028 TO AICHI
JAPAN！**

厚生労働省は7月25日(木)、2028年技能五輪国際大会の招致実現に向けた取り組みの一環として、2028年技能五輪国際大会招致投票まで50日前イベント「～技能五輪国際大会を日本・愛知へ！ WSC 2028 TO AICHI JAPAN！～」をKITTE 丸の内1階「アトリウム」で開催します。

イベントでは、技能五輪国際大会出場選手による世界レベルの技能を披露するとともに、技能五輪出場者等によるトークセッションを行います。これらを通じて、2028年技能五輪国際大会の日本・愛知への招致に向けた機運の醸成を図っていきます。奮ってご参加ください。

【概要】

開催日程:7月25日(木)13時~18時(報道受付:13時~)

会場:KITTE 丸の内1階「アトリウム」(東京都千代田区丸の内2丁目7-2)

主催:厚生労働省

登壇者:堀潤氏(ジャーナリスト/元 NHK アナウンサー)

内田 侑希氏(元ウェザーニューズ Live キャスター)

原 晋氏(青山学院大学 陸上競技部 監督)

技能五輪国際大会出場選手、競技関係者 等

入場料:無料

観覧席:先着150人(※要事前申し込み。詳細は以下を参照ください)

・観覧席の募集について

観覧席をご希望の方は、以下の必要事項(①～④)を本文に記載の上、7月19日(金)までにEメールにてお申し込みください。当選者には後日、いただいたメールアドレスへご案内をします。

・件名:【特別カンファレンス観覧席希望】

・必要事項:①お名前(ふりがな)、②所属(会社名、学校名等)、③役職(肩書き、部署等)、④メールアドレス

・宛先:contact@worldskills.jp

※要事前申し込み。先着順 150 人

【詳細はこちら】

イベントリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11806001/001264360.pdf>

【参考】

・WorldSkills.jp

・[技能五輪国際大会について\(中央職業能力開発協会ウェブサイト\)](#)

・[2028年技能五輪国際大会の日本招致について\(厚生労働省ウェブサイト\)](#)

・[2028年技能五輪国際大会招致に向けた有識者検討会について\(厚生労働省ウェブサイト\)](#)

【トピック9】治療と就労の両立を支援するために

「令和6年度第2・3回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者募集中

独立行政法人労働者健康安全機構は、治療と就労の両立支援活動の推進のため「両立支援コーディネーター(※)基礎研修」を実施しています。

このたび、令和6年度第2・3回研修を開催します。【事前申し込み制・参加無料】

この研修は、「動画配信研修」と「WEBライブ講習」を組み合わせで行います。「動画配信研修」(20日間程度の期間中に任意の時間で視聴可)を全て受講いただいた上で、「WEBライブ講習」開催日に、リアルタイムでの研修を受講していただきます。

なお、全てのカリキュラムを履修された方には修了証が発行されます。

また、この研修は「認定医療ソーシャルワーカーポイント」の認定ポイント対象研修(11ポイント)です。

この機会にぜひご受講ください。

今年度は計7回の開催を予定しており、今後の日程は当機構のウェブサイト(URLは【お申し込みはこちら】に記載)に掲載しています。今回ご都合が合わない場合は別日程での受講をご検討ください。

※両立支援コーディネーターとは、患者およびその家族側、医療者側、人事労務担当者などの企業側の3者間の情報共有や意思疎通の手助けをする役割を担う人材のことです。

また、治療と仕事の両立とは、病気を抱えながらも働く意欲があり、全く元のとおりにはいかずとも、職場でこなすべき仕事に耐えうる能力のある労働者が、仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また、治療を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと仕事を続けられることです。

患者・家族が治療と仕事の両立を図る上で、多くの場合、医療と職域間の連携が必要ですが、実際の治療現場では、職域との連携や協議に注力できるほどの自由度が乏しいといった理由から、十分な連携が機能しておらず、職場においても積極的な支援がなされていないというのが実情です。

【開催日程】

■第2回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間:8月1日(木)~8月22日(木)

WEBライブ講習日:8月24日(土)13:00~15:30

募集期間:7月8日(月)13時~7月17日(水)17時

■第3回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間:8月28日(水)~9月18日(水)

WEBライブ講習日:9月25日(水)13:00~15:30

募集期間:7月8日(月)13時~7月17日(水)17時

【お申し込みはこちら】

独立行政法人労働者健康安全機構 令和6年度両立支援コーディネーター基礎研修

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>

上記ページに申し込みフォームのリンクを掲載しています。申し込みフォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。

【お問い合わせ】

「令和6年度両立支援コーディネーター基礎研修」事務局(委託先:株式会社インソース)

E-mail: johas-ryoritsu2024@insource.co.jp

TEL:03-6902-0312 月~金 10:00~17:00(祝日を除く)

※年末年始(12月28日~1月5日)を除く

※webライブ講習当日はお問い合わせ先が異なります。TEL:03-5763-5210

【再掲】-----

【トピック10】4月から、建設業・ドライバー等の時間外労働の上限規制が適用開始
建設業で働く方やドライバーの「働き方改革」について、PR動画を公開しています

今年の4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシードライバーの方にも時間外労働の上限規制が適用されています。こうした方々の働き方が変わっていくためには、建設業で働く方やドライバーに仕事を依頼する私たちも変わっていかなければなりません。

厚生労働省は、建設業で働く皆さまやトラック、バス、タクシードライバーの労働環境を改善するため、これらの業界が抱える課題や、国民の皆さまにご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススメ」というかけ声とともに、広くお伝えしていく活動を行っています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用したPR動画「はたらきかたススメ」シリーズを作成し、さまざまなメディアで発信しています。

【PR動画:はたらきかたススメシリーズ】

ショート版(30秒)<https://www.youtube.com/watch?v=lVzm-abWkZY>

ロング版(3分20秒)<https://www.youtube.com/watch?v=H.7.PLvJuNU>

トラック編(4分15秒)<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIIfCSUA>

バス編(4分)<https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編(2分40秒)<https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

昨年6月に、厚生労働省・国土交通省がPR動画の完成発表会を開催しました。イベントには、加藤厚生労働大臣(当時)、斉藤国土交通大臣が登壇し、国民へのメッセージを発信。また、ゲストとして、動画に出演されている小芝風花さんをお招きしました。イベントの様子や大臣、小芝風花さんからのメッセージはこちらをご覧ください。

【イベントの様子はこちら】

厚生労働省 note:「建設業で働く方やドライバーの働き方改革」

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/n/na65fe18212f0>

建設業で働く方、ドライバーの皆さまは、社会になくてはならない存在です。厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境や労働時間の改善に努めます。皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

【詳細はこちら】

建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススム

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

【再掲】-----

【トピック11】今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」

全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家が、貴社の実情やニーズをお聞きし、個別にご支援します。全国どこでも、訪問またはオンラインにて無料で支援を受けられます。

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ウェブサイト無料支援のご案内

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>